

《 参考 》 事故 救 済 制 度 の 概 要

1. 制度の骨格

「給付金制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式。

※事故発生後、①給付金を先行して支給、その後に、②賠償責任が認められれば、保険金を支給する（その際には、先行して支給した給付金額分は控除）。

- ⇒ 賠償責任の有無にかかわらず広く救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 事前登録の必要なく救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 賠償責任保険を事前登録（認知症と診断された人が対象）とし、認知症検診の早期受診を促進【賠償責任保険制度】

2. 対象者・給付金等

		加害者											
		神戸市民			市外								
		責任無し		責任有り	責任無し		責任有り						
		①給付金制度：給付金を先行して支給 ②賠償責任保険制度：賠償責任が認められれば、 保険金を支給する（給付金分は控除）											
被害者	神戸市民	対人	【給付金制度】		【賠償責任保険制度】		【給付金制度】		【給付金制度】				
			・死亡 最高3000万円 ・後遺障害 75万円～3000万円 ・休業損害 最高5万円 ・入、通院		限度額2億円 (他の制度との減額調整あり)		・死亡 最高3000万円 ・後遺障害 75万円～3000万円 ・休業損害 最高5万円 ・入、通院		・死亡 最高3000万円 ・後遺障害 75万円～3000万円 ・休業損害 最高5万円 ・入、通院				
		入通院日数		入院	通院	入通院日数		入院	通院	入通院日数		入院	通院
		31日以上		10万円	5万円	31日以上		10万円	5万円	31日以上		10万円	5万円
	15～30日		5万円	3万円	15～30日		5万円	3万円	15～30日		5万円	3万円	
	8～14日		3万円	2万円	8～14日		3万円	2万円	8～14日		3万円	2万円	
7日以内		2万円	1万円	7日以内		2万円	1万円	7日以内		2万円	1万円		
		(自賠償、労災のみ減額調整あり)				(自賠償、労災のみ減額調整あり)		(自賠償、労災のみ減額調整あり)		(自賠償、労災のみ減額調整あり)			
		対物	【給付金制度】		【賠償責任保険制度】		【給付金制度】		【給付金制度】				
			・財物損壊 最高10万円 ・休業損害 最高5万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)		限度額2億円 (他の制度との減額調整あり)		・財物損壊 最高10万円 ・休業損害 最高5万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)		・財物損壊 最高10万円 ・休業損害 最高5万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)				
		市外	【給付金制度】		【賠償責任保険制度】								
			・被害者見舞 最高10万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)		限度額2億円 (他の制度との減額調整あり)								
		対物	【給付金制度】		【賠償責任保険制度】								
			・被害者見舞 最高10万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)		限度額2億円 (他の制度との減額調整あり)								
類焼被害		・1被災世帯30万円 ・1事故最大1,000万円 ※加害者、被害者ともに神戸市民に限る。		【賠償責任保険制度】 限度額2億円(*1) (他の制度との減額調整あり)		-		-					
本人の傷害死亡		【傷害死亡・後遺障害保険（事前登録必要）】 交通事故、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支給(*2) ・死亡 100万円 ・後遺障害 42万円～100万円				-		-					

(*1)火災による物損（重過失除く）は対象外

(*2)給付金と重複して支給する場合有り

3. 要件等

	給付金制度	賠償責任保険制度
① 責任能力の有無	責任能力の有無を問わず	責任能力有り
② 事前の登録	不要	必要（保険加入）
③ 事故発生地	日本国内のみ	限定なし
④ 法人	対象外	対象（他の救済制度等との減額調整を行う）
⑤ 個人（事業損失）	対象	対象（他の救済制度等との減額調整を行う）
⑥ 同居親族	対象	対象外
⑦ 減額調整	自賠償・労災保険対象の場合は対象外	他の救済制度等との減額調整を行う
⑧ 示談対応	無し	示談交渉サービスセット
⑨ 認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会での判定	給付金は推進委員会の判定に基づき支給	賠償責任保険等は損害保険会社の判断で支給